

医療費控除の申告が変わります！

1 医療費の領収書の提出が不要になりました！

●税務署へ提出する書類

書類の名称等	書類の例示等
医療費控除に関する明細書	様式(イメージ)は国税庁ホームページに掲載されています
医療費通知	健康保険組合等が発行する、「医療費のお知らせ」など ※ 次の項目が記載された医療費通知に限ります。 ①被保険者等(又はその被扶養者等)の氏名、②療養を受けた年月、 ③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局その他の者の名称、⑤被保険者等又はその被扶養者等が支払った医療費の額(自己負担額)、⑥保険者等の名称
使用証明書など ※提示でも可	寝たきりの人のおむつ代費用の場合「おむつ使用証明書」など
(下記「セルフメディケーション税制」の適用を受ける場合) 健康の保持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類 ※提示でも可	・ 定期健康診断等の結果通知表 ・ インフルエンザの予防接種の領収書 など

●自宅等で保存する書類

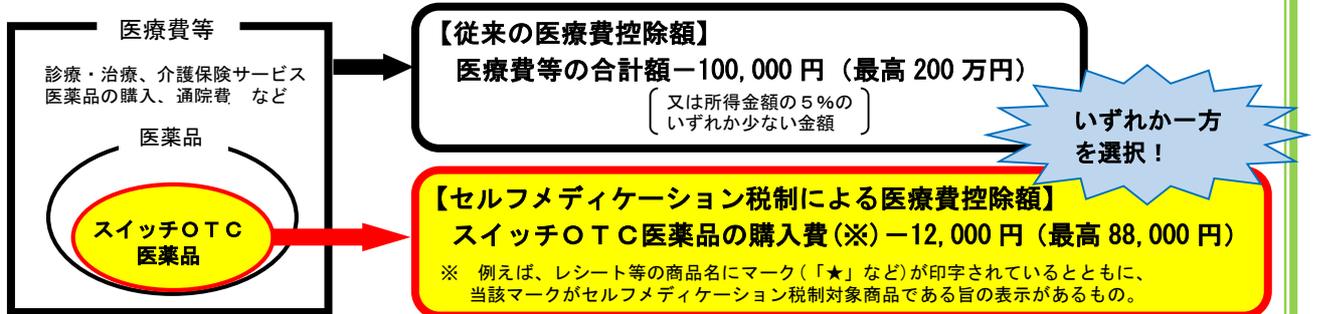
医療費の領収書 ※ 確定申告期限から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合があります。
 ※「医療費通知」により申告した医療費に係る領収書は「保存不要」です。

●適用開始時期

「平成29年分以降の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する時から」となります。

2 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されました！

●制度の概要



健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている納税者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)購入費を支払った場合に適用することができます。

●一定の取組とは・・・人間ドック、定期健康診断、予防接種など(詳しくはホームページで)

確定申告書を提出される方へ

申告書は、国税庁ホームページで作成できます。



国税庁ホームページ www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

作成した申告書等は・・・



マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付を忘れずに！